

会 議 録

会議の名称	平成29年度第2回東村山市保健福祉協議会				
開催日時	平成29年12月21日(木)午後7時00分～9時00分				
開催場所	東村山市役所 いきいきプラザ2階 学習室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 久保秀樹委員・橋本洋子委員・唐見和男委員・石塚卓也委員・高崎剛彦委員・中根康太郎委員代理・畠山香壽恵委員・大原喜美子委員・飯塚岩雄委員・新義友委員・今井和之委員・近藤幹生委員・大和はるみ委員・立石あさひ委員</p> <p>(市事務局) 山口健康福祉部長・河村健康福祉部次長・野口子ども家庭部長・瀬川子ども家庭部次長・新井地域福祉推進課長・進藤高齢介護課長・小倉障害支援課長・花田健康増進課長・黒井生活福祉課長・宮本障害支援課事業係長・空閑子ども総務課長・嶋田子育て支援課長・榎本子ども家庭支援センター長・半井児童課長・大塚地域福祉推進課計画担当主査</p> <p>●欠席者：河津英彦委員・小泉ひとみ委員・高野和美委員・大木幸子委員・山路憲夫委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	0名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 委嘱状交付</p> <p>3 新任委員あいさつ</p> <p>4 部長あいさつ</p> <p>5 議事</p> <p>(1) 個別計画推進部会、関係会議報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉計画推進部会 ・地域保健計画推進部会 ・地域包括ケア推進協議会 ・医療・介護連携推進委員会 ・子ども・子育て会議 ・地域福祉計画策定委員会 <p>(2) 地域福祉計画の状況について</p> <p>(3) 個別計画の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 障害者福祉計画 ② 地域包括ケア推進計画 ③ 地域保健計画 <p>6 閉会</p>				

問い合わせ先	健康福祉部地域福祉推進課計画担当 担当者名 大塚 知昭 電話番号 042-393-5111 (内線3183) ファックス番号 042-394-7399
会 議 経 過	
<p>議事</p> <p>(1) 個別計画推進部会、関係会議報告</p> <p>○地域福祉推進課職員（資料1にて説明） 地域福祉計画とはどのように福祉をすすめていくか、どのような考えで6年間行っていくのかを記載しているものになります。</p> <p>この計画の中に4つの計画が内包されており、保健福祉協議会では、それぞれの部会で検討してきた内容について進捗状況を含め報告することとなっているので、前回6月15日に保健福祉協議会を開催して以降の関係会議について、関係所管より報告させていただきます。</p> <p>・障害福祉計画推進部会</p> <p>○障害支援課長（資料1、1-1、1-2にて概要説明） 障害者福祉計画推進部会は、前回の保健福祉協議会以後、この間、3回の会議を開催しました。そのうち、2回の会議は計画策定に関することを議事として、この後の議事「個別支援計画の状況について」の部分でご報告させていただきます。</p> <p>ここでは、7月27日に実施した「平成29年度第2回東村山市障害者福祉計画推進部会」において議題とした「障害者福祉計画」と「障害福祉計画」の進捗状況として、「東村山市第4次地域福祉計画（障害者福祉計画）進捗状況」と、「第4期東村山市障害福祉計画の状況（平成28年度報告）」について、あわせてご報告します。</p> <p>「基本目標1 みんなでつながり、参加する東村山の福祉(2) 障害児教育支援の充実と障害者就労支援の推進」④就労支援体制の充実」になります。東村山市障害者就労支援室を利用し、一般就労した人の実績を記載していますが、平成28年度においては、近年増大している「職場定着支援」ニーズに対応するため、就労支援コーディネーター1名を増員し、職員体制を強化したところであり、51名の方の一般就労に繋がったものになります。推進部会の委員からは、就労された方の職場定着状況等について、ご意見等をいただいております。</p> <p>「基本目標4 福祉を推進していくためのまちづくり(3) 地域の人材育成・地域福祉の促進②地域資源の活用による拠点づくりと活動の場の充実」ですが、障害のある人がさまざまな人と交流できるよう、地域資源を活用した交流の場づくりを進めるという項目になります。関連して、地域において障害(児)者の福祉サービスを実施している事業者に対し、土地や建物に係る経費等の負担を、軽減させる取り組みについてご意見をいただいたところになります。</p> <p>次に「第4期東村山市障害福祉計画の状況（平成28年度報告）」になります。こちらの計画は、より具体的にサービス支給量等が記載されている計画になります。</p> <p>「A施設入所者の地域生活への移行」ですが、こちらの成果目標は入所施設からグループホーム等へ移行される人に関する目標では28年度は6名の方を対象にグループホームへの体験利用がありましたが、移行には至りませんでした。引き続き対象者の障害特性や生活状況、ご家族の意向も踏まえながら、地域への移行を丁寧に進めて</p>	

いきます。部会の委員さんからは、関係施設との連携についてご意見等をいただいております。

次に、「C 居住系サービス」ですが、検証として市外のグループホーム等が増加した状況があることから、利用実績も増加しています。部会の委員さんからは、市内のグループホーム施設の整備に関してご意見・ご要望をいただきました。

2-A「障害児通所支援」についても、市内の施設整備について、同様にご意見・ご要望をいただきました。

「H. 移動支援事業」ですが、本事業については、サービスの基準拡大や、支援を行うガイドヘルパーの不足を補うための取り組み等についてご意見をいただきました。

・地域保健計画推進部会

○健康増進課長（資料1にて説明）

計3回の会議を行いました。議事内容については、計画策定に関わるものがほとんどであり、7月の第2回は、現行の平成29年度までの第4次「地域保健計画」についての評価と課題の整理を行い、その後、第3回、第4回の会議では、来年度からの第5次計画の策定に向けた、議論を行っていただきました。

・地域包括ケア推進協議会

○高齢介護課長（資料1にて説明）

この間3回の地域包括ケア推進協議会を実施してきました。平成30年4月に開始する次期地域包括ケア推進計画（第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）について議論いただいております。

市内5圏域ごとに地域密着型サービスの充足に向けて整備をすすめていますが、引き続き北部圏域にサービス事業所の充実を図ることから公募を開始しています。12月より公募の案内をホームページにて周知を行い、1月の下旬に申し込みの受付を予定しています。その後2月、3月頃に事業者の決定をして、平成31年度中の開設に向け、すすめています。

・医療介護連携推進委員会

○健康増進課長（資料1にて説明）

『地域包括ケア推進協議会』の下の専門部会に位置しており、この間、2回開催いたしました。いずれも引き続き、医療・介護の連携の仕組みづくりと、認知症施策に関わる課題の洗い出しと対応策を中心にご議論いただいております。

この間の委員会での議論内容は、介護保険法の改正により、平成30年4月までに「在宅医療・介護連携の支援窓口」の設置と「認知症初期集中支援チーム」の設置が、市に義務付けられたことに対して東村山市としての対応についてが主な会議内容となります。

これまで、委員各位からのご意見及び三師会を始めとする各専門機関のご協力を賜りながら、窓口及び支援チームの設置に向けた協議を皆さんで行っていただき、当初の予定より前倒しすることができ、いずれも11月から設置を完了することができました。

「在宅医療・介護連携の支援窓口（いわゆる在宅療養支援窓口）」は、市内、5か所ある地域包括支援センター内に設置しました。そして、「認知症初期集中支援チーム」については、市内に1か所ある「地域連携型認知症疾患医療センター」である多

摩あおば病院へ委託することができ、専門医師を含めたチーム編成による事業を開始しました。

始まったばかりではあり、いずれも月あたり1ケースほどの実績と、数字的には高い感じは致しませんが、1ケースあたりの対応に時間を要してしまう困難ケースでもあるため、所管といたしましては、数字だけに捉われるのではなく、支援内容などの状況把握に引き続き努めて参ります。

また、ある程度、各窓口や支援チームの実績・支援事例が上がってくれば、「地域包括ケア推進協議会」や「保健福祉協議会」でも改めてご報告ができればと考えております。

・子ども・子育て会議

○子ども総務課長（資料1、1-3にて説明）

平成27年度から平成32年度までの計画期間となっています。「東村山市子ども・子育て支援事業計画」は、その推進状況について、毎年度取りまとめ、「東村山市子ども・子育て会議」に報告し、点検・評価を行い、計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを確立して、進捗管理を行うこととなっています。

今年度の「子ども・子育て会議」の開催については、8月と11月の2回開催しています。会議における主な審議内容としては、「子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について」であり、計画対象事業において平成28年度中に取り組みました内容や成果などを記載いたしました「平成28年度版子ども・子育て支援事業計画進捗状況報告書の素案」を所管にて作成し、委員にご意見等をいただきながら内容の修正を行った後に、報告書としてご承認いただいたものとなっています。

報告書の見方ですが、「確保の方策」ということで、計画上で算出した必要数に対して確保すべき数値を年度ごとに5年間記載し、計画上確保した当該年度の数値を「確保の実績」ということで記載しています。

次に「計画上の達成状況」を、「確保の方策」に対して「確保の実績」をもとにパーセンテージで記載しています。事業の中には計画上の算出をした必要数を超えて達成しているものもあり、100パーセントを超えているものとなっております。

当該年度の実績として取り組んできた状況等を「年度の成果」として掲載しており、これらを総合的に判断し、総合評価としてABCで評価をしています。これらを踏まえて、「今後の取り組みの方向性」を掲載しており、今後「改善」に役立てていくものとなっています。

・地域福祉計画策定委員会

○地域福祉推進課職員（資料1にて説明）

6/15に実施した保健福祉協議会で地域福祉計画策定委員会の設置についてご了承いただいた後に、資料1の3ページのとおり、これまで6/29、8/9、9/13、12/14と4回の開催を行い、

地域福祉計画についての説明や、個別計画等の進捗状況の報告、基本理念や基本目標、重点施策等について検討を重ねて参りました。具体的には次の議事でご報告させていただければと思います。

○会長 質問、ご意見等ありますか。

○A委員 障害福祉計画の就労支援室に51名とありますが、どのような仕事に就かれたのでしょうか。

○障害支援課長 51名については一般就労になりますが、職種や業務内容はそれぞれになります。

(2) 地域福祉計画の状況について

○地域福祉推進課職員 (資料2にて説明)

地域福祉計画の状況、その後、個別計画の状況について各所管より報告します。各計画案については、今後実施する会議での意見や1月に実施するパブリックコメントとあわせ、レイアウト及び誤字の修正等を予定しています。

今年度設置した地域福祉計画策定委員会において、基本理念や基本目標などの検討を進め、最終的に基本理念を「認めあい 支えあいながら 健やかに暮らしていくまち 東村山」といたしました。

また基本目標ですが、基本目標1を「互いに認めあい、参画する地域社会づくり」、基本目標2を「わかりやすい情報提供と包括的な相談支援体制」、基本目標3を「市民が自分らしく、健やかに暮らしていくためのしくみづくり」、基本目標4を「安心して地域で暮らしていくためのまちづくり」と決定しました。

地域福祉を推進していくためには、まずは、お互いが理解し尊重する、認め合うことが必要になります。認め合った上でお互いがつながり、そして健やかな(心、体、社会)暮らしにつながっていき、最終的に「みんなで支え合いながら東村山市という地域社会をつくっていく」。そういったことにつなげたいという思いから、基本理念・基本目標を作成いたしました。

続きまして、第5次地域福祉計画の案の構成について説明をさせていただければと思います。第4次計画と同様に第1編に「計画策定に関する基本的事項」、第2編に「地域福祉のまちづくり構想」、第3編に「部門別計画及び資料編」という形での策定を考えております。

4ページの「目次」については、各ページの今後の校正により変動するため最終的な校正を終えてからの調整となります。

次に5ページですが、第1章が始まり、まずは「計画策定の背景と目的」について記載しています。

次に6ページですが、「各分野の近年の主な動向」として地域福祉、こども、障害、高齢、保健の分野ごとの法改正など主なものを記載しています。

次に8ページですが、「計画の位置づけ」として、地域福祉計画が個別計画を内包していることについての関係を示す図の記載をしています。

次に9ページですが、「計画の期間」について、関係計画も含めた計画期間について図にまとめています。

次に10ページですが、「計画策定の体制と経緯」について、各会議体の関係がわかる図にまとめています。

次に11ページですが、計画策定にあたって開催された会議体別の開催日や意見募集の開催について記載しています。

次に13ページですが、第2章の「地域福祉を取り巻く現状」について、人口の動きとして子どもや高齢者、障害者の人数について、また東村山市の財政について記載しています。

人口が緩やかに減少傾向にある中、高齢者率など増加傾向にあることを記載してい

ます。

次に17ページから「地域福祉関連施設の状況」として、市内を5地域に分け、地域福祉関連施設を記載しています。

次に28ページですが、昨年度実施した地域福祉計画基礎調査の概要について記載をしています。

次に34ページですが、基本目標ごとの施策の方向性について、地域福祉や障害、高齢、健康の分野から主なものを選択し記載しています。

次に40ページですが、重点施策について、「地域づくりの推進・地域活動との連携」、「福祉人材と事業者の育成について」、「生活困窮者対策について」、「成年後見制度の推進について」、「災害時等における要配慮者への支援体制」など複数所管にまたがる福祉課題として重点施策としました。

なお、この後2月には住民活動計画である「地域福祉活動計画」との連携に関する説明についても追加する予定であります。地域福祉活動計画は現時点で作成中であるため、本日の資料はありません。

このあとの予定としては、この協議会での意見を踏まえた修正した計画について、1月4日から23日にパブリックコメント（市民意見募集）を予定しています。

そこでいただいた意見を踏まえたものを2月頃に行う予定の地域福祉計画策定委員会をはじめ、各部会での検討を行い、計画の最終案として3月にこの協議会で確認いただき、第5次地域福祉計画の完成といったスケジュールで考えております。

○会長 質問、ご意見等ありますか。

○会長 相談支援体制の充実の包括的とはどういうことを指していますか。

○地域福祉推進課長 包括的などというイメージは、困り事を抱えているが、福祉サービスにつながらなかった方を関係所管や関係機関の包括的な連携のもと、つないでいくという意味で包括と記載しています。

(3) 個別計画の状況について

①障害者福祉計画

障害支援課長（資料3-1, 3-2にて説明）

東村山市障害者福祉計画推進部会において、今年度第3回目の会議を11月6日（月）、第4回目の会議を11月27日（月）に開催し、次期計画の素案について協議を行っています。当該会議で意見を受けて作成した、それぞれの計画の素案となっています。

障害者福祉計画の素案は、計画の継続性を確保する観点から、現行の計画である第4次障害者福祉計画をベースとしながら、関係所管に各事業の進捗状況の確認を行い、現状を踏まえた文章へと修正するとともに、第4次計画の推進期間において施行された法制度等についての表記を、それぞれ適切な項目に加えた計画となっています。

障害者福祉計画（案）については、現行計画に対し、新たに加わった項目を中心にご説明します。

8ページ（2）障害児教育の充実と障害者就労支援の推進を定める項目ですが、本項目では④障害者就労の推進において、平成26年4月に施行された『障害者優先調達推進法』に基づく物品などの優先調達を進め、障害のある人の『福祉的就労』を

支援します。」という文言を追記し、市において積極的に障害者就労施設等から物品や役務の調達を推進することを盛り込みました。

1 1 ページ (2) 相談支援体制の充実の項目ですが、①相談支援体制の充実について、「複雑・高度な相談支援のニーズに対応するため、その中核となる基幹型の相談支援体制の充実を図ります。」という表現を追加し、相談支援の強化を図ることを盛り込んでおります。また、平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法により難病も障害の範囲に加えられたことと、障害者福祉計画推進部会の委員の意見を反映し、新たに難病のある人の相談先における連携に関することを盛り込みました。

1 2 ページ (1) 地域生活を支える福祉サービスの充実の項目、①自立を支援する福祉サービス等の充実についてです。これまで、市単独で実施している手当について検討してきた、「障害福祉に関する市単独事業再構築検討会」における検討が一定程度まとまった状況があることから、今後の見直しに関する記載を盛り込みました。

同ページ④地域資源の活用による拠点づくりと活動の場の充実では、「気軽に立ち寄り、様々な人と交流ができるように、市内の地域資源や各施設を活用することで、相互交流を促進し、余暇活動の場や交流の場および居場所づくりを検討します。」という表現としました。

1 3 ページ (3) 権利擁護の支援体制の充実の項目、①権利擁護体制の充実では、平成 28 年 4 月に施行された「障害者差別解消法」に関する項目を新たに設けました。

次に、障害福祉計画（素案）については、国が示す基本指針により、計画で策定する項目について、明確に定めがあることから、当該指針に基づいて素案を策定いたしました。

今回、国の基本指針における主な変更点としては、平成 30 年度からの新たな法定サービスの見込量を記載することと、成果目標として精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムに関する項目や、障害児支援の提供体制の整備に関する項目等を加えることとされており、当市の計画素案にも、国の基本指針の変更に従って、それぞれ項目を加えています。

また、これまでにも現行計画に含まれていた障害児の通所サービスに関する見込み量については、今回の計画から、当該部分の名称を「障害児福祉計画」とするよう、国の指針において示されたことから、当市においても計画の該当部分について「障害児福祉計画」という記載を加えております。

この構成については、東京都にも確認いたしました。都も同様の構成にするということでしたので、都と市の計画の整合性を図り、このような素案としています。

また、本計画で見込んでいる数値等については、東京都からも計画部会からも特段の修正を必要とするような意見はありませんでした。

②地域包括ケア推進計画

○高齢介護課長（資料 4 にて説明）

地域包括ケア推進計画は地域包括ケア推進協議会において、30 年度の第 7 期の計画を検討中であり、計画は第 1 章から第 5 章までのつくりとしていますが、第 5 章は検討中であるため、今回は第 1 章から第 4 章まで資料配布しています。

2 ページに計画策定の背景として、全国的に高齢化が進行しており、東村山市は平成 29 年 10 月時点 26.3%の高齢化率となり、今後も上昇していくことを見込んでいます。国でも地域包括ケアシステムの強化、自立支援、重度化の防止、医療介護の連携の推進が示されています。それらを踏まえて第 7 期の計画について、団塊の世代が後期高齢層を迎える平成 37 年度を見据えた地域包括ケアシステムの構築、推進に向け

て策定を進めています。

4 ページに高齢者の現状や高齢者の特徴を示しており、平成 28 年度に前期高齢者数を後期高齢者数が上回り、引き続き後期高齢者数は今後も増える傾向を推測しております。

6 ページに年代別要介護要支援の 85 歳以上が上昇していることが顕著にあらわれています。

8 ページに 65 歳以上単身世帯の比率が 26 市平均と比べ東村山市は高く、75 歳以上の人口とも東京都 26 市平均より高くなっています。

9 ページに認定率の表があり、東京都・国の平均より軽度認定率が高いことがわかります。民生委員の活動や地域包括支援センターの活動により認定の相談、認定に繋がっているものと考えています。

第 6 期の主な取り組み、実績については、介護予防の取り組みが重要であるとし介護予防事業については、元気アップガイドのチラシを配付するなどして引きこもりがちな高齢者などの参加の促進などがあげられます。

13 ページに医療と介護の連携の推進について協力体制ができ、平成 29 年 11 月に各地域包括支援センターに在宅療養支援窓口の設置をしました。三師会の協力を得て医療関係の相談体制を構築することができました。

25 ページに第 7 期の計画の主要課題として高齢化が進み、認定率も高いことを踏まえ、1 点目に地域における介護予防・日常生活支援総合事業の実践、2 点目にケアマネジメントの質の向上、3 点目に医療と介護の連携の推進としています。

31 ページに地域福祉計画の基本理念、基本目標に沿った形で第 7 期計画の策定を進めています。

引き続き地域包括ケア推進協議会の中で検討をして第 7 期の計画策定を進めていきます。

③地域保健計画

○健康増進課長・子育て支援課長（資料 5 にて説明）

地域保健計画策定にあたっては、これまで「地域保健計画推進部会」において、4 回にわたってご議論をしております。

平成 29 年度までの現行の「第 4 次地域保健計画」では、「地域保健計画」の中に、「健康ひがしむらやま 21」と「母子保健計画」が位置づけられておりますが、制度改正の影響などから、これら 3 つの計画については、冊子にすると、それぞれが分かれているような作りになっていました。第 5 次の「地域保健計画」では、「健康ひがしむらやま 21」と「母子保健計画」が包含された計画としています。

次に、3 ページ I 基本的な考え方になりますが、新たな第 5 次計画における基本課題を説明しております。

大きな 1 つ目は、“（1）健康寿命の延伸のためのライフステージに応じた健康づくりの推進”です。地域保健計画推進部会のこれまでの議論でも、重要視されてはいますが、要介護状態にならないための「一次予防」を行うためには、住み慣れた地域での仲間づくり・健康づくりが今後も重要であることを強調した内容となっており、現行の第 4 次計画で掲げている課題を継承した形となっております。

大きな 2 つ目は、“（2）生活習慣病の発症予防と重症化予防対策の推進”です。こちらは、第 4 次計画では「がん・循環器病対策」というタイトルでした。説明文章については基本的には変わりませんが、がんや心疾患等を引き起こす「生活習慣病」と「その予防」をより強調したタイトルへと変更しました。

次に、9ページ目ですが、上位の地域福祉計画に掲げられた、4つの「基本目標」にそった、「地域保健計画」としての考え方を記載しております。特に、地域保健計画推進部会では、(1)の“地域社会づくり”の重要性について、これまで多数ご意見をいただいております。

また、保健分野の計画であることから、(3)の“健やかに暮らしていくためのしくみ”にボリュームが置かれた計画になっております。

12ページは施策の体系として、計画全体を表しております。

13ページから巻末にかけては、12ページの体系図のいちばん右端の列に、計13項目掲げた“主要な施策”を展開するための取組みになります。なお、一部の施策については、住民の行動計画である「健康ひがしむらやま21」と連動しております。一例としては、13ページの“地域の健康づくり”が該当しております。次の14ページに「健康ひがしむらやま21」としての、市民・市役所・地域等自らが行う取組みを説明しています。

新たな計画では、一部構成の変更をしていますが、基本的課題でもご説明申し上げたとおり、第5次の地域保健計画策定にあたっては、第4次計画を基本的に継承しつつ、より「健康づくり」「地域づくり」「生活習慣病の予防」を強化する計画として、引き続き、部会において議論をいただいております。

東村山市地域保健計画に包含される母子保健計画については、平成27年度の現行母子保健計画策定にあたり、「東村山市地域保健計画」のもとに位置づけ、「東村山市地域保健計画」の更新に合わせて同計画に包含させる検討を行うこととしており、「東村山市地域保健計画」に包含された形になっています。計画の内容については、地域保健計画推進部会において、委員の皆様にご議論をいただき、作成いたしました。

母子保健の5つの課題につきましては、現行計画から、国の「健やか親子21」で示された課題を採用しており、今回も同様とし、5つの課題を挙げています。現行計画では、課題3となっていました「子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」が、すべての課題の土台である事から、これを課題1として、課題の順番を変更いたしました。5つの課題への取組みについては、現行の母子保健施策を軸に、展開の方向を示しました。

また、イメージ図中段に「すべての家族が健やかに暮らす地域」を追加しました。これは支援が「母子」のみではなく「家族」全体を対象としていることから、明記したものであります。また、「望まない妊娠」を追加しております。

課題1の③として「母子健康包括支援センター機能の充実」を追加しました。これは、国が平成32年度を目途に、自治体が設置することを努力義務として掲げているものでありますが、母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）機能の充実を推進していきたいとの考えから、追加しております。

課題2の「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」では、④「妊娠期における支援の充実」と、⑤「妊娠に関するさまざまな相談への支援」を追加しました。これは平成28年度から取り組んでおります、「ゆりかご・ひがしむらやま事業」の推進を明記したものになります。現計画では「計画指標」は計画の最後に一括掲載していましたが、今計画では、それぞれの課題毎に分けて掲載する形としました。

○会長 全体をとおしてご質問ありますか。

○A委員 地域包括ケア推進計画の中で、東村山市は「高齢化率が高い」とありましたが、東村山市より高い所はありますか。都営住宅も関係しているのでしょうか。

○高齢介護課長 高齢化率については資料がないので答えられませんが、都営住宅など住宅事情や地域性があるものと考えています。

○A委員 高齢化率など他市の状況が分かる資料を次回出してほしいと思います。

○高齢介護課長 了解しました。

○B委員 地域保健計画の中で、東村山市の平均寿命は東京都の平均寿命を上回っているとされていますが、東村山市の死亡率は東京都平均より高い状態で推移しています、とされているが平均寿命が高いが死亡率も高いのはなぜでしょうか。

○健康増進課長 地域保健計画の中で、寿命と死亡率の連動は直接しませんが、表現等について部会で検討させていただきます。

○会長 主要死因の6割に生活習慣病とあり、そこにがんや肺炎が含まれているが、生活習慣病ではないと思います。

○健康増進課長 表現方法について部会等で整理させていただきます。

○C委員 障害者福祉計画の中で、「障害のある人」や「障害者」という標記は法律で使用する時か否かであると思いますが、12ページの福祉サービスについて同じ個所にそれぞれの標記があります。

○障害支援課長 「障害のある人」に訂正します。

○会長 母子保健計画の中で、母子健康包括支援センターはどこにできますか。

○子育て支援課長 改めてセンターを建てるわけではなく、既に東村山市で実施している「ゆりかご・ひがしむらやま事業」等、母子健康包括支援センターの要件となっている様な、母子保健施策を更に充実させることを目指す意味で、記載をしています。

8 閉会